

D V 等被害指定相談場所の指定等に関する細則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この細則は、日本司法支援センター業務方法書（以下「業務方法書」という。）第 70 条の 11 第 4 号に定める D V 等被害指定相談場所の指定に関する基準を定めることを目的とする。

(D V 等被害指定相談場所の指定)

第 2 条 地方事務所長が、業務方法書第 5 条第 6 号に定める指定相談場所以外の場所を D V 等被害指定相談場所に指定するには、次に掲げる要件のいずれにも該当することを要する。

- 一 相当程度の D V 等被害者法律相談援助需要が見込まれること又は関係機関・団体等（地方公共団体、弁護士会、日本弁護士連合会、被害者等（総合法律支援法（平成 16 年法律第 74 号）第 6 条に規定する被害者等をいう。以下同じ。）の援助を行う団体等及び高齢者・障害者の援助を行う団体等その他の関係する団体等をいう。以下同じ。）との間における連携の確保及び強化に資すること。
- 二 関係機関・団体等の協力により、無償又は極めて低廉な費用で、法律相談施設を確保し、かつ受付事務等への支援が得られること。
- 三 個人情報の保護に配慮した相談体制をとることができること。

2 地方事務所長は、業務方法書第 5 条第 6 号に定める指定相談場所を、D V 等被害指定相談場所に指定することができる。

(関係機関・団体等が実施する法律相談との区別等)

第 3 条 関係機関・団体等が実施している法律相談の実施場所を D V 等被害指定相談場所として指定したときは、当該 D V 等被害指定相談場所において D V 等被害者法律相談援助を実施するにあたり、広報及び受付等において関係機関・団体等が実施する法律相談と明確に区別されるなど、利用者において利用している制度の種類を明確に認識できる態勢が確保されなければならない。

(指定の解除等)

第 4 条 地方事務所長は、D V 等被害指定相談場所が、第 2 条の要件に該当しなくなった場合には、その指定を解除するものとする。

2 地方事務所長は、おおむね 2 年に 1 回、D V 等被害指定相談場所が第 2 条の要件に該当しているかについて点検し、本部に報告しなければならない。

(報告)

第 5 条 地方事務所長は、D V 等被害指定相談場所の指定又は解除をしたときは、速やかにこ

れを理事長に報告する。

附 則

この細則は、平成 30 年 1 月 24 日から施行する。